

平成 22 年度 市立幼稚園の園児募集

心豊かですこやかに

10/21(水)～23(金)から各幼稚園で実施要項を配布(交付)します。

園区について：小学校区を基本としていますが、保護者の申し出により、他の園区を選ぶことも可能です。

元気いっぱい遊ぶ子どもに



みんなおいでよ
ようちえん



◎入園資格【市内在住】

4歳児	平成17年4月2日～平成18年4月1日生まれ
5歳児	平成16年4月2日～平成17年4月1日生まれ

◎願書の交付と受付【場所は各幼稚園 交付・受付とも】

	期 間	時 間	必要なもの
交 付	10/21～23	15:00～16:30	ありません
受 付	受付期間と時間は、幼稚園によって異なります。交付時に幼稚園でお知らせします。		印鑑と世帯全員の住民票

※保育園との併願は認められません。

古 市 幼稚園	古市 4-2-10	958-3359
古市南 幼稚園	南古市 1-9-16	958-7616
駒ヶ谷 幼稚園	駒ヶ谷 327-1	958-8776
西 浦 幼稚園	西浦 1077	958-3538
西浦東 幼稚園	広瀬 97-1	957-7200
羽曳が丘幼稚園	羽曳が丘西 3-4-45	958-7201
白 鳥 幼稚園	白鳥 3-11-8	958-2601
丹 比 幼稚園	郡戸 255-1	954-0230
埴生南 幼稚園	桃山台 2-3-28	957-0212
埴 生 幼稚園	伊賀 6-1-9	955-1062
恵我之荘幼稚園	南恵我之荘 6-14-11	938-0017
高鷲南 幼稚園	高鷲 2-19-10	955-1624
高 鷲 幼稚園	恵我之荘 2-10-13	955-0730
高鷲北 幼稚園	島泉 5-3-20	938-5577

市・府民税(住民税)の公的年金からの特別徴収(天引き)が始まります

地方税法の改正により、個人の市・府民税(住民税)について、平成21年10月受給分より公的年金からの特別徴収(天引き)が始まります。この制度はお支払い方法を変更するものであり、新たな負担が生じるものではありません。よろしくご理解、ご協力いただきますようお願いいたします。

○対象となる方

平成21年4月1日現在、年齢が65歳以上で、特別徴収の対象となる公的年金(老齢基礎年金、老齢年金等)を年額18万円以上受給しており、個人の市・府民税の納税義務があり、介護保険料を公的年金からの特別徴収によりお支払いいただいている方

○対象となる税額

全ての公的年金等(厚生年金、企業年金、年金基金等を含みます)に係る所得に対する税額

○実施時期

平成21年10月受給分の公的年金から特別徴収開始

公的年金からの特別徴収によりお支払いいただく税額や特別徴収の対象となる公的年金の種類については、平成21年6月にお送りしています「平成21年度大阪府羽曳野市市民税・府民税納税通知書」の「平成21年度大阪府羽曳野市市民税・府民税納付明細」(4ページ)の「公的年金から特別徴収の方法によって徴収する額及び徴収月」の欄をご覧ください。

営業所得や給与所得等の公的年金等以外の所得に対する税額は、公的年金からの特別徴収の対象にはなりませんので、これまでどおり普通徴収(納付書もしくは口座振替)

や給与からの特別徴収によりお支払いいただきます。

また、公的年金等を受給して公的年金からの特別徴収の対象でない方(65歳未満の方も含みます)の公的年金等に係る所得に対する税額は、普通徴収によりお支払いいただきます。(給与から特別徴収する税額に含めることはできません)

下記の場合、公的年金からの特別徴収は中止しますのでご注意ください。

- (1) 介護保険料の公的年金からの特別徴収が中止された場合(死亡、転出、特別徴収の対象となる年金の支給停止等)
- (2) 公的年金等に係る所得に対する税額が変更になる場合
- (3) 所得税、介護保険料、国民健康保険料または長寿医療保険料、および市・府民税の合計額が、特別徴収の対象となる年金額より多くなる場合等

公的年金からの特別徴収が中止となった場合、特別徴収を予定していた税額は、普通徴収によりお支払いいただくこととなり、納税通知書でお知らせいたします。

平成22年10月以降に公的年金からの特別徴収によりお支払いいただく税額は平成22年6月に通知します。また、平成21年度の公的年金からの特別徴収が中止になった方でも、平成22年度は平成22年10月からあらためて公的年金からの特別徴収を始めることになる予定です。(ただし中止理由によっては、引き続き特別徴収できない場合もあります)平成22年6月にお送りする平成22年度の納税通知書をご確認ください。

問合せ 税務課市民税担当 (内線) 1520、1530